



療養費支給申請書

『協会けんぽGUIDEBOOK』53ページ参照

「やむを得ない事情で、マイナ保険証、資格確認書等を利用できずに医療機関等を受診した」「治療のために装具を作製した」「海外旅行中に急病になり現地で診療を受けた」等、医療費を全額自己負担した場合、療養費の払い戻しを受けることができます。

申請チェックフロー

スタート

自費で負担したものは次のどれですか？

- 1 国内での保険診療分の医療費 2 医師に治療上必要とされた装具作製費 3 海外での診療費

1

自費で負担した理由は次のどれですか？

- ① マイナ保険証、資格確認書等を医療機関等で利用できなかった
② 誤って、以前に加入していた健康保険の資格で医療機関等を受診し、医療費を前保険者に返納した

①

次のものをご用意の上、協会けんぽにご提出ください。
(ご加入の支部)

- 療養費支給申請書(立替払等)
▶記載例 P.13
- 領収書(領収明細書)(原本)
- 診療明細書(診療内容を記載した証明書)

2

次のものをご用意の上、協会けんぽにご提出ください。
(ご加入の支部)

- 療養費支給申請書(治療用装具)
▶記載例 P.14
- 装具の領収書(原本)
- 治療用装具製作指示装着証明書(原本)

②

次のものをご用意の上、協会けんぽにご提出ください。
(ご加入の支部)

- 療養費支給申請書(立替払等)
▶記載例 P.13
- 市区町村等返納先が発行した領収書(原本)
- 市区町村等返納先から取り寄せた診療報酬明細書

3

次のものをご用意の上、協会けんぽ神奈川支部へご提出ください。

- 海外療養費支給申請書
▶記載例 P.15
- 診療内容明細書(原本・翻訳)
- 領収書(原本)
- 領収明細書(原本・翻訳)
- パスポートの写し
- 海外で受診した医療機関等への照会の同意書

療養費が受けられる主なケース

- ① やむを得ない事情でマイナ保険証、資格確認書等を利用できず、医療費の保険診療分を全額自己負担したとき
- ② 前に加入していた保険者の資格で医療機関等を受診し、後日医療費の返還をしたとき
- ③ コルセットなどの治療用装具を医師の指示で作製し、装着したとき
- ④ 病院を通して生血を購入し輸血したとき
- ⑤ はり・きゅう・マッサージの治療を医師の同意を得て受けたとき
- ⑥ 海外の医療機関等で診療を受けたとき
(業務災害によるケガなどは除きます。また、治療を目的に海外に出向いた場合は対象外です)
- ⑦ 柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受けたとき

柔道整復師(整骨院・接骨院)で

健康保険が使える場合

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていない骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れなど(骨折や脱臼は応急手当を除き、医師の同意が必要です)

健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲労や単なる肩こり、体調不良
- スポーツによる筋肉疲労など

2 療養費支給申請書(治療用装具) 治療用装具の場合

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 1 2 ページ 治

コルセットや弾性着衣、治療用眼鏡等を作成・購入し、費用の払い戻しを受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

記号・番号 2 1 7 0 0 0 2 3 1 2 0 1 0 5 1 0

氏名 (姓・名) キョウカイ タロウ

氏名 協会 太郎

郵便番号 (〒) 1 0 5 0 0 0 0 電話番号 (区別・ハイフン・番号) 0 9 0 × × × × × × × × × ×

住所 東京 港区〇〇1-1
△△マンション101

金融機関名 〇〇〇〇 支店名 〇〇〇〇

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

2 ページ目に続きます。>>>

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

6 6 1 1 2 2 0 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。

※枝番は記入不要です。

※記号・番号が不明な場合はP.31 参照。

資格情報のお知らせ

記号 21700023 番号 1 00

氏名 協会 太郎

生年月日 平成 23年 05 月 10 日

資格取得年月日 令和 3年 07 月 10 日

資格取得番号 09000000

資格取得事由 労務者健康保険法 〇〇支所

家族(被扶養者)が治療用装具を作製・購入した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、通帳見開き部分に記載されている振込用の口座番号等(漢数字3文字の店名・7桁の口座番号)をご記入ください。

金融機関名 ゆうちょ 支店名 二三八

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

記号・番号を記入した場合は記入不要です。

装具作製対象者が複数いる場合は、受診者ごとに申請書を作成してください。

治療用装具等の装着について指示を受けた日をご記入ください。

- ・弾性着衣の場合：「弾性着衣等装着指示書」に記載されている装着指示があった日
- ・小児弱視等にかかる眼鏡等の場合：「眼鏡等作成指示書」に記載されている作成指示があった日

領収書(領収明細書)に記載されている日付と金額をご記入ください。

治療用装具を装着した日をご記入ください。

・「治療用装具製作指示装着証明書」に記載されている装具を装着した日

※「弾性着衣」「小児弱視用眼鏡等」の場合は記入不要です。

他の手続きで領収書などが必要になる方は、申請書提出前にコピーの上、原本をご提出ください(申請書に添付いただいた書類はお返しできません)。

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 1 2 ページ

被保険者氏名 協会 太郎

①-1 装具作製対象者 1 1. 装具作製対象者 2. 装具作製対象者

①-2 装具作製対象者の氏名(姓・名) キョウカイ タロウ

①-3 生年月日 2 1 7 0 0 0 2 3 1 2 0 1 0 5 1 0

② 傷病名 右膝関節靱帯損傷

③ 発病または受傷年月日 2 1 7 0 6 0 7 1 1

④-1 傷病の理由 1 1. 仕事以外(通勤・通学)中の事故 2. 仕事・通学・通学以外の事故 3. 日常生活での事故

④-2 治療の経過 1 1. 治癒 2. 経過観察 3. 手術

⑤ 傷病の回復は三つのうちどれか(1. 治癒、2. 経過観察、3. 手術) 2 1. 治癒 2. 経過観察 3. 手術

⑥-1 装具を作製した医療機関の名称 〇〇総合病院

⑥-2 装具を作製した医療機関の所在地 東京都〇〇区〇〇

⑥-3 装具を作製した医師の氏名 〇〇 〇〇

⑦ 装具作製の日(領収書の日) 令和 0 6 年 0 7 月 1 2 日

⑧ 装具作製の日(領収書の日) 令和 0 6 年 0 7 月 1 2 日

⑨ 装具作製の日(領収書の日) 令和 0 6 年 0 7 月 1 2 日

⑩ 装具の内容 治療用装具

⑪ 装具作製の原因 5 1. 治療用装具を付けたため

6 6 1 1 2 2 0 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

チェックリスト

●申請時期

療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内
 (以前に加入していた健康保険の資格で医療機関等を受診し、後日医療費の返還をしたケースの立替払いの場合は、療養を受けた日[受診日]の翌日から2年以内)

●添付書類チェックリスト

☐ 立替払	自費で診療を受けたとき	☐ 領収書(領収明細書)の原本(診療に要した費用を証明した領収書の原本)
		☐ 診療明細書(診療内容を記載した証明書)
	国民健康保険などの他の保険者の資格で医療機関等を受診し、医療費を返納したとき	☐ 市区町村など返納先が発行した領収書の原本
		☐ 市区町村など返納先から取り寄せた診療報酬明細書(レセプト) (封かんされているときは開封しないで封筒ごと添付してください)
☐ 装具	☐ 治療用装具製作指示装着証明書の原本	
	☐ 領収書の原本 (装具の名称、種類および内訳の費用額・義肢装具士の氏名(押印でも可)・オーダーメイドまたは既製品の別(既製品の場合は製品名・メーカー名)が記載されたもの)	
	☐ 領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
	☐ 靴型装具の現物写真(靴型装具の支給申請を行う場合)	
☐ 小児弱視等治療用眼鏡	☐ 眼鏡等作成指示書(目の検査結果、傷病名※の記載がある医師の証明) ※傷病名・・・「小児の弱視、斜視および先天性白内障術後の屈折矯正」	
	☐ 検査書(「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピー)	
	☐ 領収書の原本(内訳の記載があるもの)	
	☐ 領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
☐ 弾性着衣等	☐ 弾性着衣等装着指示書の原本	
	☐ 領収書の原本(内訳の記載があるもの)	
	☐ 領収書に内訳の記載がない場合は、内訳の記載された書類のコピー(請求書のコピー等)	
☐ 海外療養費	☐ 海外の医師が作成した診療内容明細書の原本	
	☐ 海外の領収明細書の原本	
	☐ 領収書の原本およびその日本語訳	
	☐ 外国語で記載されている書類の日本語訳(翻訳者の署名、住所、および連絡先を記入)	
	☐ パスポートのコピー(海外渡航者の写真が確認できるページおよび出入国の確認ができるページ)	
	☐ 海外での診療等を担当した医療機関等に照会することの同意書	

添付していただいた書類の原本はお返しできません。

※市区町村への手続きなど他の手続きが必要な際は、あらかじめコピーを保管してください。